

(4)

放射線業務従事者の線量限度に関する厚労省との調整状況について

平成 23 年 4 月 15 日
原子力安全・保安院

○ 4/11 (月) 労働基準局長に相談。

- 当方より、厚生労働省との合意に向けて、以下の案を先方（労働基準局長）に提案。
 - (1) (国際放射線防護委員会 (ICRP) や放射線審議会における整理に合わせ) 生涯線量 1 Sv を管理することを規制に導入すること。
 - (2) 放射線審議会に意見を求める（諮問）等
- 先方からは以下のような主張がなされたところ。
 - (1) 科学的検証のみならず、労使関係も考慮が必要。
 - (2) 当面の作業に支障が生じているなど、現場で実際に逼迫している状況を示すことが必要。

○ 今後の調整の方向性

- (1) 引き続き、上記を御提案
- (2) 以下の実態を御説明
 - 福島第一原発に係る作業に携わる協力企業の中には、(50 mSv を超えた場合は、年度中は他の原発での作業ができなくなるため) 30 mSv や 40 mSv を管理値とし、その範囲内での業務を管理するという制約が生じている。
 - 福島第一原発に係る作業を行っている技術者の中には、雇用継続がされないという不安の声が拡がっている。
 - なお、事業者としては、①きめ細かな工事エリアの遮へい等の環境改善、②遠隔装置の導入等の放射線防護対策、③現地作業の縮減等の工法の見直しなど、最大限の努力をしているところ。